

(意見書案第16号)

日豪自由貿易協定(F T A)に関する意見書

本年7月以降、W T O交渉が中断される中、国はF T Aを柱としたE P A交渉を加速させているが、F T A交渉の農業分野においても、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保などに配慮するとして日本提案の実現を堅持していくことが重要である。

現在、日豪F T Aについては、メリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究が行われている。

仮に、対豪F T A交渉が開始され、関税が撤廃されることになれば、豪州からの輸入額が多い牛肉、乳製品、小麦、砂糖などの農産物が大きな影響を受けることが懸念される。

特に、北海道はこれら輸入農産物の主産地となっていることから、農業を初め第1次産業との結びつきの強い関連製造業に甚大な打撃を与えることはもとより、地域の経済・雇用にも大きな影響を及ぼし、農村の崩壊につながりかねない。

よって、国においては、日豪F T Aの交渉入りの判断時期が迫っている中、多様な農業の共存と食料安全保障の確保を図るよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 日豪F T Aの取り扱いについては、農業への影響について十分に検討を行い、慎重な対応をすること。
- 2 食料自給率の向上や農村の振興等を考慮の上、北海道の主要産品である牛肉、乳製品、小麦、砂糖を関税撤廃の例外品目とするよう適切に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

} 宛